瑞穂市中学校部活動指針

平成31年4月1日 瑞穂市教育委員会

1. 基本方針

生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる教育活動の一環として部活動を位置付け、 スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する運営・指 導に徹することにより、生徒の個性や能力の伸長を図る。

(1)教育活動の一環としての位置付け

<部活動への参加>

・部活動は同好の生徒の自主的・自発的な参加により行われるものである。

<生きる力の育成>

- ・運動部活動では、スポーツの楽しさや喜びを味わい、体力の向上や健康の増進につなげる。
- ・文化部活動では、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する。
- ・自己の力を確認するとともに、努力による達成感や充実感をもてるようにする。
- ・互いに競い、励まし、協力する中で友情を深め、望ましい人間関係を育む。

(2) 生徒が自立して取り組む力を育成するための指導の充実

・目標や課題を自ら設定し、その達成、解決に向けて、仲間と共に考え、判断して実践につなげるといった自立して取り組む力を、発達の段階に応じて育成する。

(3) 地域の特色を生かした学校、家庭、地域の役割と必要に応じた連携

<指導目標及び方針の明確化>

- ・校長のリーダーシップのもと、学校の教育目標の具現につながる部活動の指導目標及び方針を策 定し、公表する。
- ・校長は、各部内のみならず校内の各部の部長等が横断的に活動の在り方等について意見交換する よう促す。また、活動を通して生徒の意見を把握する中で、適宜、目標、計画等を見直す。
- ・部活動の中で見られる生徒のよさや努力の姿を多面的にとらえるなど生徒理解に努め、そのこと を学級担任や他の教員と共有し、日常の生徒指導に生かす。

<指導目標及び方針等の家庭・地域との共有>

- ・校長は、生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、部活動、保護者等が運営するクラブの 役割を明確にし、必要に応じて連携を図る。
- ・校長は、各部に所属する生徒全員の保護者で構成する保護者会(以下、「保護者会」という。)を組織し、学校、各部の指導目標及び方針等を説明し、理解を得る。ただし、部費を徴収しない等、保護者会をもつ必要のない部については、この限りではない。

2. 運営

部活動が生徒の自主的、自発的な参加によるものであることを踏まえ、生徒の多様な部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して、参加の効果を一層高めるための運営を行う。

(1) 部の設置数

- ・校長は、生徒や教師の数、社会人指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、 教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適切な数の部 を設置する。
- ・文化部活動の顧問の人数については、運動部活動における指導体制と一律に考えるのではなく、設置しようとする文化部活動の活動内容等から、複数顧問体制による運営の必要性を検討し、学校に設置する部活動数を決定する。

(2) 複数顧問体制による運営

- ・各部には、安全な活動を実現するとともに、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう 複数の顧問を置くことに努める。ただし、男女別に共通の種目を設置する場合に、各顧問1名の 他、別の顧問1名が男子部、女子部を兼任するなど、設置する運動種目に応じて弾力的に運営す る。
- ・各部の活動時に、顧問1人で指導に当たる場合には、瑞穂市中学校部活動社会人指導者(以下「社会人指導者」という。)や校内及び同一場所で活動する他の顧問等と連携、協力して指導に当たる。

(3) 運動部活動における複数校合同部活動の設置

・部は設置しているが部員数が少なく十分な活動ができないなど運営上の問題がある場合に、近隣 校と連携・協力し、複数校合同で部活動を設置し、行うことができる。

【複数校合同部活動を行う場合の原則】

- ①希望する中学校に、それぞれ部を設置し、顧問を置いている。
- ②中学校、生徒、保護者共に希望している。
- ③顧問または保護者の引率により、安全に移動ができる。
- ④関係校の校長が、互いに承認している。
- ⑤関係校間で、指導目標及び方針、指導計画等の調整を行い、共通理解を図る。
- ・複数校が合同で構成したチームの大会参加は、出場する大会要項等の規定に従う。

(参照:「複数校合同チームの参加規程」岐阜県中学校体育連盟)

3. 管理

部活動の実施にあたっては、生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、顧問となる教員の負担軽減にも配慮する。

(1)活動時間や休養日等、適切な活動基準の設定

<活動時間>

- ○平日
- ・始業時刻前に部活動を行う場合は、成長期に欠かせない十分な睡眠時間の保障、朝食喫食ができるよう、生徒の自主的な練習を含め、開始時刻を7時30分以降とする。
- ・放課後の活動時間は、生徒の下校時の安全確保ができるよう、帰りの会終了後から最終下校時刻の 15分前までとする。

○休日

- ・1日の活動時間は半日以内(3時間程度)とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとともに、対外試合等もできる限り終日に渡らないよう配慮する。
- ・部活動の指導業務に当たる時間は、原則1カ月に15時間程度とする。ただし、大会等を除く。
- ○長期休業中
- ・1日の活動時間は半日以内とし、対外試合等もできる限り終日に渡らないよう配慮する。

<休養日>

- ○平日
- ・5日のうち1日以上の休養日を設ける。
- ○休日
- ・休日に部活動を行う場合は、生徒の家庭や地域における活動を保障するよう、土曜日、日曜日のいずれかを休養日とする。第3日曜日の「家庭の日」は原則として休養日とする。
- ・大会や対外試合等で休日に連続して活動する場合は、別日に休養日を設ける。
- ・休日が連続して3日続く場合は、1日以上休養日を設ける。
- ○長期休業中
- ・年末年始(12月29日から1月3日)と夏季休業中の学校閉庁日は活動日を設けない。
- ・学校行事等を踏まえ、無理のない活動日数を設定する。
- ・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができる よう、無理のない活動日数を設定する。

<大会及び対外試合等への参加>

・生徒への配慮とともに、保護者の負担も考慮し、年間を通して参加する大会や対外試合を精選し、 計画的に参加する。

<顧問となる教員の休養日>

・休日のどちらか一日を含め、1週間のうち2日間は休養日を設ける。

(2)健康管理と事故防止

<生徒の健康管理>

- ・顧問は、個々の生徒の健康状態を事前に把握するとともに、活動中の疲労状況や精神状況を把握し ながら指導する。
- ・顧問は、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習 となるよう留意する。

<事故の未然防止>

- ・校長は、全ての顧問が緊急時の連絡方法や救急救命について理解し、適切に対応できるよう、学校 全体として安全管理体制を整備する。
- ・顧問は、施設設備、用具等の安全確認を行うとともに、生徒の活動状況を常に確認し、けがや事故 防止のための安全管理に努める。

<熱中症の未然防止>

- ・気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動は原則として行わない。
- ・大会主催者は、高温や多湿時⁽¹⁾において、大会等が予定されている場合については、大会の延期 や運営の見直し等、柔軟な対応を行う。
- ・顧問は、高温や多湿時の広域的な大会等に止むを得ない事情により参加する場合には、参加生徒の 配慮⁽²⁾及び健康観察、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の 健康に関する管理と教育を徹底する。
- ・顧問は、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や対応の冷却、病 院への搬送等、適切な対応を徹底する。

(1) 高温や多湿時:熱中症予防の湿度指標として、WBGTが用いられます。WBGTは気温(乾球温度)、湿度(湿球温度)と輻射熱(黒球温度)の3要素から算出され、WBGT31℃以上では「特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。」とされています。

(「スポーツ活動中熱中症予防ガイドブック」 公財 日本スポーツ協会)

(2) 参加生徒数の配慮:熱中症事故には、大会中の応援や補助員の生徒が該当している事案も複数あることから、試合等に出場する最小限の生徒数で参加することを表しています。

4. 指導体制

生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、部活動、保護者等が運営するクラブの役割を明確にした上で、必要に応じた連携を図り、学校や地域の実態に応じた適切な指導体制を整備する。

(1) 社会人指導者の活用

- ・校長は、生徒数や教師の数等、各部活動の状況を踏まえ、年度ごとに社会人指導者⁽³⁾を市教育委員会に推薦する。
- ・校長、顧問、社会人指導者との間で、学校、各部の指導目標及び方針、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について十分な調整を行い、相互に情報を共有する。

(2) 部活動の役割と保護者等が運営するクラブの位置付け

○部活動の役割

・学校の教育課程での取組と相まって、学校教育が目指す生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現 させる役割を果たす。

○保護者等が運営するクラブの位置付け

・保護者会や地域の専門的な技術指導を有する社会人コーチ (4) によって運営・指導がなされる活動は、学校管理下外の社会活動(以下、「クラブ活動」という。) である。

○部活動と保護者等が運営するクラブとの連携

・校長及び顧問は、保護者会及び社会人コーチに対して、学校が運営・指導する部活動の役割を説明 するとともに、クラブ活動の位置付けを明確にした活動が行われるように配慮し、必要に応じて連 係を図る。

(3) 体罰の根絶等、指導者の資質向上

- ・校長、顧問、社会人指導者は、体罰等のない指導に徹する。
- ・校長は、体罰等を行った顧問に対しては当該部活動の指導を中止するとともに、厳正に対処する。
- ・社会人指導者が体罰等を行った場合は、校長は速やかに市教育委員会に報告する。
- ・顧問及び社会人指導者は、当該運動種目の技術的な指導とともに、生徒の発達の段階や成長による 変化など多様な面での指導力を身に付け、向上させる。

(3) 社会人指導者: 市教育委員会が委嘱している指導者

(4) 社会人コーチ:顧問及び社会人指導者以外で、保護者会等が委嘱している指導者

5. 配慮事項

基本方針に基づく部活動の運営・管理・指導体制の整備に当たって配慮すべき事項

(1) 部活動への参加・加入

- ・部活動は、自主的・自発的な参加を原則とし、部活動への加入が強制とならないようにする。
- ・各部の顧問は、中学校3年間を通して継続的に取り組んだ成果が確認でき、達成感や充実感がもてる機会・場の設定に努める。

(2) 関係機関・団体等の連携

・校長は、学校に設置している部以外の団体等で活動している生徒が、中体連主催大会への参加を希望する場合は、一時的に部を設置し、顧問が監督して大会に参加できるように配慮する。

(3) 適切な会計管理

- ・中学校は、保護者が負担する部費等の経費について、保護者会等において目的や使途等を明確に示し、理解を得て徴収する。
- ・会計処理は、保護者会が行うものとし、執行や会計について保護者会で承認を得る。